

令和 7 年度 大田区児童育成指導員採用選考申込書

※黒色のペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用しないでください。
※「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。

【写真貼付欄】

- ・ 1 年以内に撮影
- ・ 縦 4 cm×横 3 cm程度
- ・ 写真の裏面に氏名を記入

ふりがな			
氏 名			
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生	満 歳（令和 8 年 3 月 31 日現在）	
ふりがな			
現 住 所 （連 絡 先）	〒		
	携帯電話（ ）	—	
	電話（ ）	—	

学 歴	学校名・学部学科名	在学期間			
	最終	昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	年 年	月から 月まで	卒業・卒業見込・中途退学
	その前	昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	年 年	月から 月まで	卒業・卒業見込・中途退学
職 歴 新 ↓ 旧	勤務先名（大田区児童館以外）	在職期間			
		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	年 年	月から 月まで	正規・フルタイム 非正規・パート
		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	年 年	月から 月まで	正規・フルタイム 非正規・パート

資格要件について該当するものすべての番号に○を付け、資格証明書類等を添付してください。

1	放課後児童支援員	5	大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
2	保育士の資格を有する者	6	大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
3	社会福祉士の資格を有する者	7	大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
4	教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者	8	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

※過去に大田区の児童館（フレンドリー、分室、こどもの家、おおたっ子ひろば含む）で勤務歴がある方は記入してください。

新 ↓ 旧	施設名	勤務期間		
		平成・令和	年	月から
		平成・令和	年	月まで
		平成・令和	年	月から
平成・令和		年	月まで	

資格・免許	取得（見込）年月日
	昭和・平成・令和 年 月 取得・取得見込
	昭和・平成・令和 年 月 取得・取得見込

希望の勤務先(どちらか選択)

- ・大森東一丁目児童館(令和7年9月29日採用)
- ・南雪谷児童館(令和7年12月1日採用)

その他特記事項（勤務場所、職務内容等について、配慮が必要な事項等）

[]

私は、大田区児童育成指導員採用選考を受験したいので申し込みます。
 なお、私は、地方公務員法で選考を受けることができないとされるものに該当していません。
 また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日 申込者氏名（自署）

記入上の注意

- 1 黒色のペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用しないでください。
- 2 生年月日欄は令和 8 年 3 月 31 日現在の年齢を記入してください。
- 3 連絡先は確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- 4 勤務希望欄について、必ずご希望に沿えるわけではありません。また、親族が勤務又は学童保育利用している児童館施設で勤務することはできません。
- 5 勤務歴欄は新しいものから順に 2 つ記入してください。
- 6 申込者氏名欄横にある日付は申込書を記入した日付を記入してください。
- 7 地方公務員法で選考を受けることができないとされる者とは、以下のとおりです。

参考

地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。